

令和 5 年 9 月 1 1 日 開会

令和 5 年 月 日 閉会

令和 5 年

第 3 回別海町議会定例会議案

別 海 町 議 会

令和５年 第３回別海町議会定例会提出議案

議案番号	目次	頁
議案第６９号	令和５年度別海町一般会計補正予算（第４号）	１
議案第７０号	令和５年度別海町介護保険特別会計補正予算（第１号）	２
議案第７１号	別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	３
議案第７２号	北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について	７
議案第７３号	工事請負契約の締結について（旧保健センターとりこわし工事）	８
諮問第１号	人権擁護委員候補者の推薦について	９
認定第１号	令和４年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について	１０
認定第２号	令和４年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	１１
認定第３号	令和４年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について	１２
認定第４号	令和４年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	１３
認定第５号	令和４年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	１４
認定第６号	令和４年度町立別海病院事業会計決算認定について	１５
認定第７号	令和４年度別海町水道事業会計決算認定について	１６
認定第８号	令和４年度別海町下水道等事業会計決算認定について	１７
報告第１０号	放棄した債権の報告について	１８
報告第１１号	令和４年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率について	２０
報告第１２号	専決処分の報告について（町道別海商工団地中央通線改良舗装工事）	２１

議案第 69 号

令和 5 年度別海町一般会計補正予算

令和 5 年度別海町一般会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 9 月 11 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 7 0 号

令和 5 年度別海町介護保険特別会計補正予算

令和 5 年度別海町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 9 月 1 1 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 71 号

別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 9 月 11 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年別海町条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

「法第 19 条第 1 項第 1 号」を「法第 19 条第 1 号」に、「法第 19 条第 1 項第 2 号」を「法第 19 条第 2 号」に、「法第 19 条第 1 項第 3 号」を「法第 19 条第 3 号」に改める。

第 4 条第 2 項第 1 号中「法第 19 条第 1 項各号」を「法第 19 条各号」に改める。

第 4 条第 2 項第 3 号中「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に改める。

第 6 条第 3 項中「同項第 2 号」を「同条第 2 号」に改める。

第 8 条中「法第 19 条第 1 項各号」を「法第 19 条各号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第18条の次に次の4条を加える。

(安全計画の策定等)

第18条の2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設を利用する児童及び乳幼児(以下「利用児童等」という。)の安全の確保を図るため、当該特定教育・保育施設の設備の安全点検、職員、利用児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた特定教育・保育施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他特定教育・保育施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 特定教育・保育施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 特定教育・保育施設は、利用児童等の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 特定教育・保育施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第18条の3 特定教育・保育施設は、利用児童等の施設外での活動、取組等のための移動その他の利用児童等の移動のために自動車を運行するときは、利用児童等の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用児童等の所在を確実に把握することができる方法により、利用児童等の所在を確認しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、利用児童等の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用児童等の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用児童等の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用児童等の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第18条の4 特定教育・保育施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対

する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 特定教育・保育施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 特定教育・保育施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第18条の5 特定教育・保育施設は、利用児童等の使用する設備、食事等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 特定教育・保育施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

第20条中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 安全計画の策定

第35条第2項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第2項及び第3項中「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第46条中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 安全計画の策定

第51条第3項中「教育・保育給付認定子どもを含む。）」と」の次に「、「同号」とあるのは「同条第3号」と」を加える。

第52条第2項中「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

- 2 改正後の第18条の3の規定の適用については、特定教育・保育施設において利用児童等の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用児童等の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用児童等の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する特定教育・保育施設は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用児童等の所在の確認を行わなければならない。

議案第 72 号

北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

令和 5 年 9 月 11 日提出

別海町長 曾 根 興 三

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和 32 年 1 月 23 日 32 地第 175 号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（2）一部事務組合及び広域連合の表後志管内の項中「南部後志衛生施設組合」の次に「、後志広域連合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第 73 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 11 日提出

別海町長 曾 根 興 三

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 旧保健センターとりこわし工事 |
| 2 | 契約の方法 | 簡易公募型指名競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 59,840,000円
(内消費税及び地方消費税額 5,440,000円) |
| 4 | 契約の相手方 | 野付郡別海町別海 99 番地 43
島影建設株式会社
代表取締役社長 島影 輝雄 |

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和 5 年 9 月 1 1 日提出

別海町長 曾 根 興 三

- | | | |
|---|------|--------------------------------------|
| 1 | 住 所 | 野付郡別海町別海川上町 7 0 番地の 1 |
| 2 | 氏 名 | 登藤 和哉 |
| 3 | 生年月日 | 昭和 3 3 年 4 月 1 2 日 |
| 4 | 任 期 | 令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 1 2 月 3 1 日まで |

認定第 1 号

令和 4 年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について

令和 4 年度別海町一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和 5 年 9 月 1 1 日提出

別海町長 曾 根 興 三

認定第 2 号

令和 4 年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

令和 4 年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和 5 年 9 月 1 1 日提出

別海町長 曾 根 興 三

認定第 3 号

令和 4 年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和 4 年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和 5 年 9 月 1 1 日提出

別海町長 曾 根 興 三

認定第 4 号

令和 4 年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

令和 4 年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和 5 年 9 月 1 1 日提出

別海町長 曾 根 興 三

認定第 5 号

令和 4 年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

令和 4 年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和 5 年 9 月 1 1 日提出

別海町長 曾 根 興 三

認定第 6 号

令和 4 年度町立別海病院事業会計決算認定について

令和 4 年度町立別海病院事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和 5 年 9 月 1 1 日提出

別海町長 曾 根 興 三

認定第 7 号

令和 4 年度別海町水道事業会計決算認定について

令和 4 年度別海町水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和 5 年 9 月 1 1 日提出

別海町長 曾 根 興 三

認定第 8 号

令和 4 年度別海町下水道等事業会計決算認定について

令和 4 年度別海町下水道等事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和 5 年 9 月 1 1 日提出

別海町長 曾 根 興 三

報告第 10 号

放棄した債権の報告について

別海町債権管理条例第 16 条の規定により、別紙調書のとおり債権を放棄したので、同条例第 17 条の規定により報告する。

令和 5 年 9 月 11 日提出

別海町長 曾 根 興 三

令和4年度 債権放棄調書

債 権 の 名 称	債権放棄の理由	件数（人数）	金 額	備 考
住 宅 使 用 料	条例第16条第3号	11件（1人）	216,100円	債務者死亡、かつ相続人全員が相続放棄又は相続人がなく、その債務額が強制執行費用額未満
小計		11件（1人）	216,100円	
町立別海病院 診療費	条例第16条第1号	1件（1人）	15,610円	生活保護受給、資力回復困難
	条例第16条第6号	1件（1人）	9,000円	消滅時効の完成、かつ所在不明等により履行意志確認不可能
小計		2件（2人）	24,610円	
水 道 料 金	条例第16条第2号	24件（1人）	18,346円	破産法、会社更生法その他の法令の規定による免責
	条例第16条第4号	39件（6人）	96,326円	徴収停止措置から相当の期間経過後、なお履行困難又は不適當
	条例第16条第6号	12件（3人）	21,083円	消滅時効の完成、かつ所在不明等により履行意志確認不可能
小計		75件（10人）	135,755円	
計		88件（13人）	376,465円	

報告第 11 号

令和 4 年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により、令和 5 年度に公表する健全化判断比率及び資金不足比率を別冊のとおり監査委員の意見をつけて報告する。

令和 5 年 9 月 11 日提出

別海町長 曾 根 興 三

記

○健全化判断比率

指標名	令和 4 年度比率	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	－ %	13.38%	20.00%
連 結 実 質 赤 字 比 率	－ %	18.38%	30.00%
実 質 公 債 費 比 率	11.5 %	25.0 %	35.0 %
将 来 負 担 比 率	31.7 %	350.0 %	

○資金不足比率

会計名	令和 4 年度比率	経営健全化基準
別海町下水道等事業会計	－ %	20.00%
町立別海病院事業会計	－ %	20.00%
別海町水道事業会計	－ %	20.00%

報告第12号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月11日提出

別海町長 曾 根 興 三

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年8月9日

別海町長 曾 根 興 三

工事請負契約の一部変更について

令和5年8月1日議案第67号により議決を経て締結した、町道別海商工団地中央通線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「51,425,000円（内消費税及び地方消費税額4,675,000円）」を
「52,052,000円（内消費税及び地方消費税額4,732,000円）」に改める。